

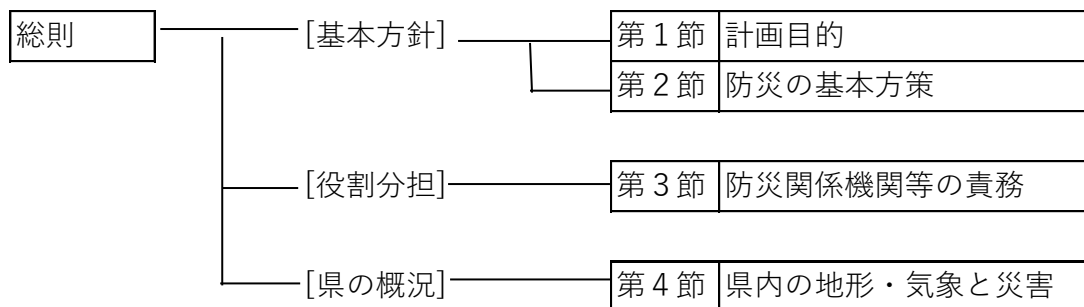
総則

総 則

ここでは、まず「計画の目的」及び「防災の基本方策」について明らかにし、次に、「防災関係機関等の責務」として、県、市町村、防災関係機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。

さらに、県の地形・気象の概況や社会環境の変化、県内における過去の主な災害を示し、県の概況や過去の災害における教訓を再認識し災害対策に万全を期する。

計画の体系

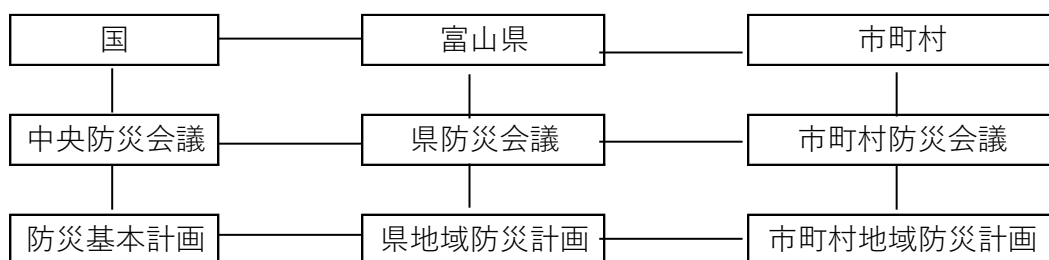


第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における風水害、火災、火山災害等の個別災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

国、県及び市町村の防災会議並びに防災計画の体系



第2 計画の性格

- 1 この計画は、富山県の地域に係る風水害、火災及び火山災害等の個別災害について定めるものとする。
- 2 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が風水害、火災及び火山災害等の個別災害対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な災害対策を定めるものである。
- 3 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。
- 4 なお、地震及び雪害対策については、それぞれ富山県地域防災計画「地震・津波災害編」、「雪害編」に定め、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」に定めるものとする。

また、これら以外の災害については、本「風水害編・火災編・個別災害編」を準用し、対策にあたるものとする。

第3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次による。

1 総 則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本県の特質など計画の基本となる事項を示す。

2 風水害編

暴風、豪雨、洪水、高潮等の風水害等についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

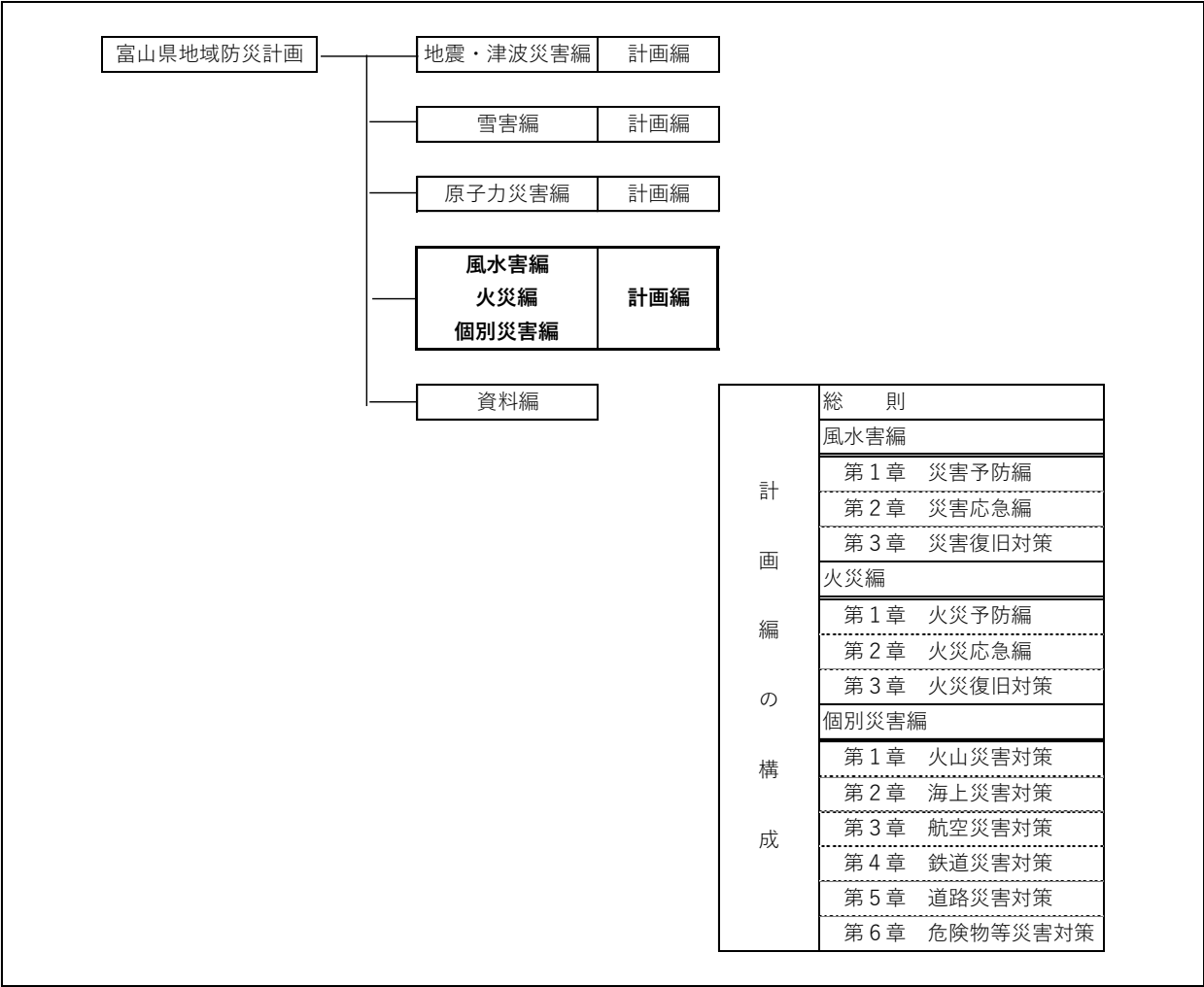
3 火災編

大規模な火事災害、林野火災についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

4 個別災害編

火山災害及び事故災害（海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など大規模な事故による被害）についての予防対策、応急対策、復旧対策を示す。

『富山県地域防災計画』の構成



第2節 防災の基本方策

第1 防災についての考え方

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本県において、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

第2 防災の各段階における基本方策

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県・市町村及び事業者・県民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動の展開が必要である。なお、災害対策についての各段階における基本方策は次のとおりである。

1 計画的で周到な災害予防対策

- （1）災害に強い県土づくりを実現するため、公共土木施設等の整備、防災ブロックの形成、防災空間の整備拡大、市街地の再開発等により防災都市づくりを推進するとともに、ライフライン施設・廃棄物処理施設の安全性強化により都市基盤の安全性を確保する
- （2）防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備、災害対応業務のデジタル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、災害救援ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。
- （3）日常から災害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者※¹に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。
- （4）事故災害防止のため、船舶の所有者等、航空運送事業者、鉄軌道事業者及び危険物等施設等の管理者等は、関係法令を遵守し、施設設備等の安全性を確保するとともに、安全な運行等に努めるものとする。

また、これらに関する安全監督担当機関及び関係施設の管理者は、関係事業者に対し安全規程遵守のための検査・指導を徹底し、また施設の安全管理に万全を期し、事故災害の発生予防に努めるものとする。

※1 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

2 迅速で円滑な災害応急対策

- (1) 気象予警報、火災警報等の情報を迅速、的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。
特に土砂災害等の災害危険区域において、災害が発生するおそれがある場合は、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに高齢者等避難・避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。
また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。
- (3) 人命救助を最重点とした、緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。また、同時多発的な火災に対して、県民、自主防災組織、事業所、消防機関が一致協力して消火活動を行うとともに、大規模災害時には、消防庁に対し緊急消防援助隊等の応援を要請する。
- (4) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動や福祉的な支援を行う。
- (5) 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。
- (6) 海上、航空、鉄道、道路及び危険物等施設における大規模な事故災害時についても、自然災害の場合と同様に、防災関係機関は速やかに初動態勢をとり災害応急対策を実施する。

3 速やかな災害復旧対策

- (1) 民生安定のための緊急対策として、生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農林漁業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講じる。
- (2) 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

県、市町村その他の防災関係機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有でき

るように必要な措置を講ずる。

第3 各種計画等の作成

1 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項を取り入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

2 行動要領（マニュアル）の作成

県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- （１）各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、防災関係機関、住民等への周知徹底
- （２）防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検・更新、防災関係機関・住民等への周知
- （３）他の計画（県及び市町村の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映

第4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

1 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和２年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策による国土強靱化の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画及び富山県国土強靱化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

2 富山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災対策の推進

富山県国土強靱化地域計画の４つの基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- （１）人命の保護が最大限図られる
- （２）県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される

(3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

(4) 迅速な復旧復興

第3節 防災関係機関等の責務

第1 防災関係機関等の責務

県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

1 県

- (1) 災害から県土を守るため、山地保全事業、河川整備事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。
- (3) 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- (4) 市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織の育成を支援する。
- (6) 事故災害防止のため、道路、空港等の施設設備の整備を推進する。また、危険物施設等の安全性の確保のための検査・指導を徹底する。

2 市町村

- (1) 公園、道路等防災空間を計画的に整備するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の安全性を強化する。
- (2) 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線を計画的に整備する。
- (3) 災害危険区域等での土砂災害等を未然に防止するため、住民への危険性の周知徹底、避難体制の整備を図る。
- (4) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、ヘリコプター等を活用するため場外離着陸場を確保する。
- (5) 水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- (6) 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に消火・救助資機材を計画的に配備する等自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

3 防災関係機関

- (1) 県民生活に密着する電力、ガス、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。
- (2) 消火、救助活動等を実施する消防、警察、自衛隊及び伏木海上保安部並びに公的医療関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強

化し応急活動の総合力の向上に努める。

- (3) 報道機関は、気象予警報及び火災警報等を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。
- (4) 鉄道・バス・航空・船舶等の輸送事業者等は、施設等の安全性の強化、安全運行体制の確立及び防災資機材等の整備充実等の事故災害対策の推進に努める。

4 県 民

- (1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、最低3日分の飲料水・食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など自ら災害に備えるための対策を講ずる。
- (2) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努める。
- (3) 地域の防災拠点に配備された消火、救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努めるとともに、県及び市町村が実施する総合防災訓練に積極的に協力参加し、地域の防災力の向上に努める。

5 事業所・企業

- (1) 県、市町村の防災都市づくりに積極的に参加し、建築物の不燃化等に努める。
- (2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、県、市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、県及び市町村は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。
- (3) 危険物施設等の管理者等は、施設設備の安全性強化等に努め事故災害の防止を図るものとする。
- (4) 県及び市町村は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力向上を図る。

第2 防災関係機関等の業務大綱

県、市町村並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけではなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連携も含めた「共助」が必要である。

このため、県民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食料の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 防災関係機関の業務大綱

(1) 県

事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 富山県防災会議に関すること
2 災害対策の組織の整備に関すること
3 気象予警報等の情報伝達に関すること
4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること
5 被災者の救援、救護に関すること
6 自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関すること
7 災害時における交通規制及び輸送確保に関すること。
8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること
9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関すること
10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること
11 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること
12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関すること
13 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること
14 被災産業に対する融資等に関すること
15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関すること

(2) 市町村

事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 市町村防災会議に関すること
2 災害対策の組織の整備に関すること
3 気象予警報の情報伝達に関すること
4 防災行政無線等情報伝達システムの整備に関すること
5 避難指示に関すること
6 被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関すること
7 被災者の救助、救護に関すること
8 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関すること
9 消防活動及び水防対策に関すること
10 水道事業の災害対策に関すること
11 児童、生徒に対する応急教育に関すること
12 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関すること
13 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関すること
14 飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関すること
15 災害救援ボランティアの受入調整等に関すること
16 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関すること
17 要配慮者の避難支援に関すること

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中部管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 3 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 5 情報の収集及び連絡に関する事
北陸総合通信局	1 情報通信の確保に関する事 2 災害時における非常通信の運用監督に関する事 3 非常通信協議会の育成指導に関する事
北陸財務局 富山財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の手合に関する事 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報の収集及び 情報提供に関する事
東海北陸厚生局	1 災害状況の情報の収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
富山労働局	1 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関する事 2 災害時における雇用対策に関する事
北陸農政局	1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関する事 4 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関する事 5 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関する事 6 応急用食料・物資の支援に関する事
中部森林管理局	1 森林、治山による雪害予防に関する事 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関する事 3 国有林野の火災防止等保全管理に関する事
中部経済産業局	1 産業の被害情報に係る情報の収集及び関係機関との連絡調整に関する事 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報の収集及び関係機関との連絡調整に 関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関する事 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関する事
中部近畿産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電 気施設、ガス施設の保安に関する事
北陸地方整備局	1 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、 洪水予報及び水防警報等の水防情報に関する事 2 黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関する事 3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関する事 4 利賀川における利賀ダムの建設工事に関する事 5 利賀川に係る河川の管理に関する事 6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の 管理に関する事 7 一般国道359号の改築工事に関する事 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事 9 航路の整備、保全及び管理に関する事 10 国が行う海洋汚染の防除に関する事 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関する事 12 土砂災害緊急情報の発表等に関する事

	13 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること
北陸信越運輸局	1 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関すること 2 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること 4 災害時における船舶調達、あっせんに関すること 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること
大阪航空局 小松空港事務所	1 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他航空等における事故及び空港等における事故及び空港等における災害に関すること
東京管区气象台 富山地方气象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 6 災害対策本部等への職員の派遣に関すること
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	1 海上災害時における救助及び救難に関すること 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関すること 4 船舶等への気象警報の伝達等に関すること 5 災害時における援助に関すること
国土地理院 北陸地方測量部	1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 災害時における廃棄物に関すること

（４）指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 北陸支社	1 災害時における郵政事業運営の確保に関すること 2 災害時における郵政事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融通に関すること
日本銀行富山事務所	1 通貨の円滑な供給確保に関すること 2 災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	1 鉄道輸送の安全確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること
中日本高速道路株式会社 金沢支社	1 北陸自動車道（木之本ＩＣ～朝日ＩＣ）、東海北陸自動車道（白川郷ＩＣ～小矢部砺波ＪＣＴ）及び舞鶴若狭自動車道（敦賀ＪＣＴ～小浜ＩＣ）の維持、管理、修繕、
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
株式会社ＮＴＴドコモ 北 陸 支 社	2 災害時における緊急通話の確保に関すること
Ｋ Ｄ Ｄ Ｉ 株式会社	
ソ フ ト バ ン ク	

株 式 会 社	
楽天モバイル株式会社	
日本赤十字社 富山県支部	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時の血液製剤の供給に関すること 3 義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること
日本放送協会 富山放送局	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること
独立行政法人 国立病院機構	1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。
北陸電力株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
北陸電力送配電株式会社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
関西電力株式会社 北陸支社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
関西電力送配電株式会社 北陸本部	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力融通に関すること
日本通運株式会社 富山支店	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること

(5) 自衛隊

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第14普通科連隊	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること
陸上自衛隊第382施設中隊	2 災害時における応急復旧活動に関すること
海上自衛隊舞鶴地方総監部	
航空自衛隊第6航空団	

(6) 指定地方公共機関等

機関等の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) あいの風とやま鉄道(株) 加越能バス(株)	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること
ガス供給事業会社等 (日本海ガス(株)) 高岡ガス(株) (一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部 (一社)富山県エネルギーガス協会	1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること
自動車運送事業会社 (一社)富山県トラック協会	1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること
報 道 機 関	

北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)北國新聞社富山本社 富山新聞社 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること
(公社)富山県医師会 (公社)富山県看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること
(福)富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること 2 災害派遣福祉チーム（DWAT）の編成と派遣の手続きに関すること
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
指定水防管理団体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること

2 県民及び事業所・企業のとるべき措置

(1) 県 民

ア 災害を防止するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市町村が行う防災事業に協力し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。

イ 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、飲料水・食料等の備蓄や災害危険区域における自主避難など、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

ウ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の結成、育成に努めるものとする。

(2) 事業所・企業

ア 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、県及び市町村が実施する防災事業に協力するものとする。

イ 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払うものとする。

ウ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第3 役割分担

1 防災関係機関等の役割分担

本計画において、県、市町村その他の防災関係機関の防災対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、県及び市町村は、地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく防災対策を計

画的かつ着実に推進するものとする。

各防災関係機関等の役割分担については、資料編に掲載する。

第4節 県内の地形・気象と災害

第1 地形、気象の特性

1 地 形

本県は、本州日本海側の中央部に位置し、三方を山に囲まれ、東部は中部山岳地帯の北アルプスと境川によって新潟、長野県の両県と接し、西部は倶利伽羅峠を介して石川県と、南部は重畳たる飛騨山地を経て岐阜県と接しており、北部は富山湾を抱いて日本海に面している。

県土面積は、4,247km²で東西90km、南北76kmにおよび、海岸線は148.6kmの延長を有している。

東部から南部にかけては、北アルプスの大部分を占める高山性山地があり、その山地は黒部峡谷によって立山連峰と後立山連峰に二分される。これらの北端部は急峻な地形となって富山湾に望んでいる。

南部は、飛騨山地が連なり、北側に丘陵地が広がり、西部には、医王山から加越国境の丘陵性山地があり、さらに北に延びて能登半島基部の山地となっている。山地の高度は、東に高く、南から西に低くなり、中央部に呉羽山丘陵が突出して富山平野を二分している。

また、富山湾を抱くように富山平野が発達しており、東部は各河川の下流域において段丘化した扇状地平野を形成している。西部には、砺波平野の大部分を形成する庄川扇状地と射水平野があり、二上丘陵を隔てて氷見平野が発達している。山岳地帯から流れ出る河川は落差が大きく水量が豊かであり、神通川、庄川、小矢部川は飛騨山地に源を発し、常願寺川、早月川、片貝川、黒部川は北アルプスに源を発している。（「富山県の地形区分図」参照）

2 気 象

本県は、日本海型気候に属し、冬の大雪を特徴としている。

気圧配置が西高東低で等圧線が縦縞模様になるときは、東部や南部の山地に雪の多い山雪型となり、等圧線が袋状に湾曲するときは、平野部に雪の多い里雪型となる。

平野部の冬の平均気温は4.0℃で、寒さはそれほど厳しくないが、雪が多く交通上の障害となり県民の生活にも大きな負担となる。

低気圧が日本海を発達しながら通過するときフェーン現象が起き、強い南風とともに平常の気温より約5℃～10℃も高くなり空気が乾燥する。この現象下では、火災の危険が極めて大きく、とくに3月から5月にかけては、融雪洪水、なだれ等の気象災害をもたらす、夏季には水稻の育成・品質等に障害を及ぼす。

また、5月頃富山湾の魚津沖に発生する「しんきろう」は特異な現象として有名である。

梅雨期は、特に集中豪雨が起りやすく、河川が急勾配なため洪水が発生しやすい。

夏は、太平洋高気圧に覆われて安定した暑い晴天が多い。また、富山県に接近する台風は、本州南岸に上陸したあと、そのまま北上してくるものが多く、地形の影響で勢力は若干弱まるものの過去にいくつかの大きな災害を記録している。

主に冬季北海道の東海上で低気圧が非常に発達したとき、日本海北部で生成発達した風浪が、富山湾に高波となって突然来襲し、海難事故や沿岸施設の破壊を引き起こし、いわゆる「寄り回

り波」として古くからおそれられている。

(資料「2-1 地域別気象表」)

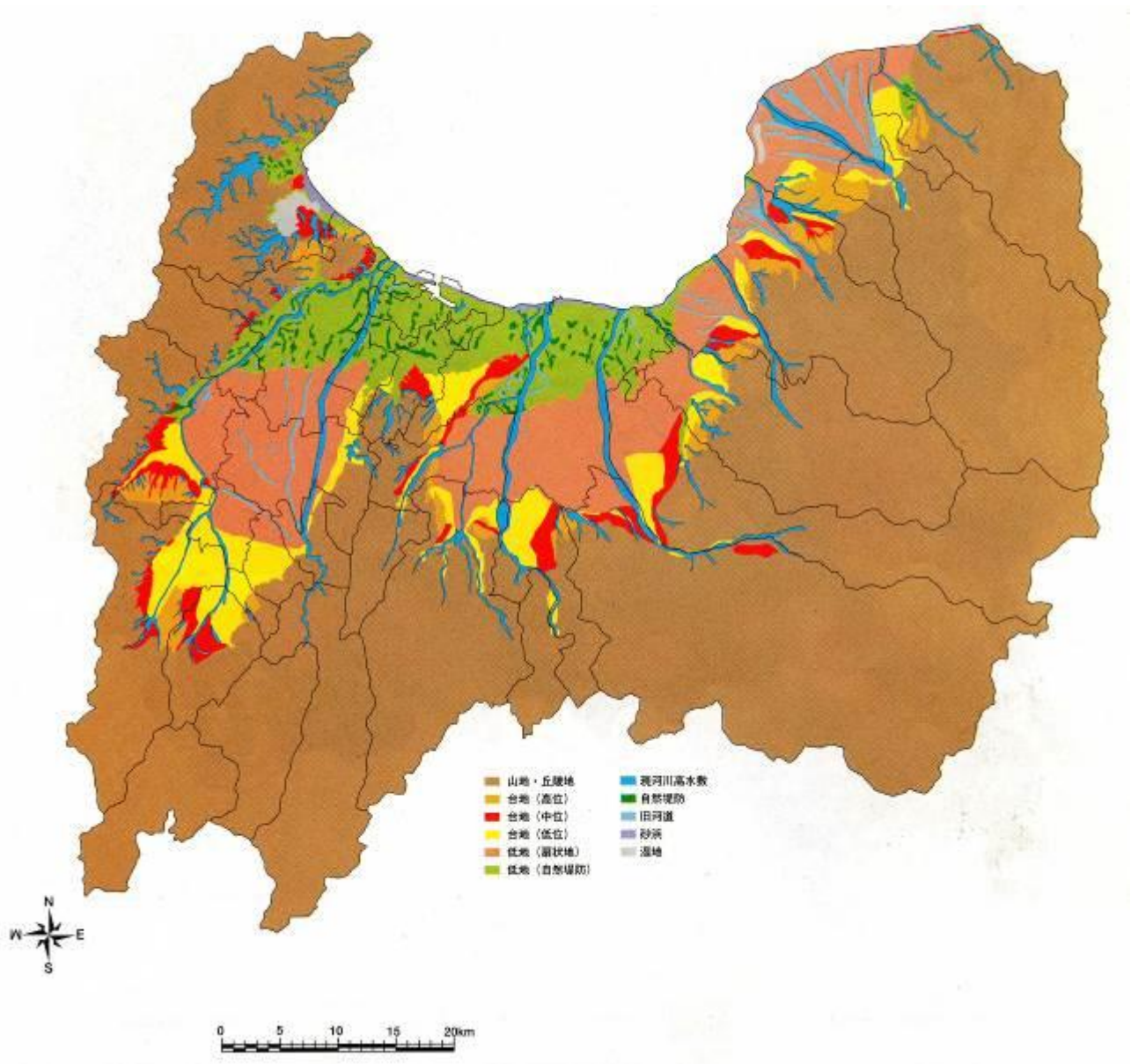


図1 富山県の地形区分

第2 社会環境の変化

災害は、気象、地形、地盤等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることが肝要である。

1 都市構造の変化

市街地の拡大に伴って、建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、災害時における被災人口の増大、火災の延焼地域の拡大等、被害拡大の社会的要因となっている。

2 工業化の進展

高度経済成長の時代を中心に工業化が進展したが、本県の主要工業地帯である臨海工業地帯は、高潮、波浪等の被害の危険性がある。

3 交通機関の発達

自動車、鉄道、航空等の高速交通機関は著しく発達したが、自動車については、それ自体ガソリン等の危険物を内蔵して出火、延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

また、大量輸送機関である鉄道の発達、北陸自動車道や富山空港といった高速交通網の整備により利便性が増大したが、自然災害や事故災害による多数の被害者等の発生の危険性も増大している。

4 生活環境の変化

生活様式の近代化により、電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピューター、情報通信ネットワークへの依存度が高まる中で、こうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報の不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。

5 コミュニティ活動の停滞

本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。また、高齢化、国際化等の進展により、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

6 要配慮者の増加

著しい高齢化の進行による高齢者の増加に加え、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、福祉的な支援の充実や配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

7 男女共同参画の視点を取り入れた防災

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

8 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

本県では、火災発生率の低さは全国トップクラスに位置しているが、フェーン現象下で火災が発生した場合には、常に大火となる危険性がある。また、県内には多くの大小河川、土砂災害危険箇所が存在し、平成16年に相次いで上陸した台風により被害が発生したところである。

前述の社会環境の変化によって被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現れ方をするものと考えられる。現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して十分なものとはいえない。したがって、被害を軽減するためには、こうした様々な環境の変化に的確に対応しながら、防災意識の高揚等の活動を不断に続けていくことが必要である。

富山県における社会環境の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年
人 口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,093,247人	1,034,814人
人 口 密 度	259.5人	263.8人	263.9人	257.4人	243.6人
世 帯 数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	383,439世帯	403,989世帯
電 力 使 用 量	7,700百万kWh	9,519百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	10,457百万kWh
上 水 道 普 及 率	84.8%	89.9%	91.8%	93.2%	93.4%
下 水 道 普 及 率	16.5%	26.2%	54.5%	78.6%	86.4%
固 定 電 話 加 入 数	321千台	405千台	417千台	294千台	128千台
携 帯 電 話 契 約 数	—	—	404千件	851千件	1,130千件
自 動 車 保 有 台 数	413,872台	633,162台	839,246台	875,299台	947,832台
老 年 人 口 割 合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	32.8%
外 国 人 登 録 者 数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	19,084人

(資料：富山県各種統計ほか)

第3 過去の主な災害

1 風水害

昭和20年以降の県内で発生した特に大規模な風水害の概要は次のとおりである。

（「資料編 1-1 富山県の気象災害」、「富山県気象災異誌」、「富山県の河川海岸便覧」より。）

(1) 台風

年月日	災害の種類	概要
S 20. 9. 17 ～ 18 (1945)	<枕崎台風> 大雨・強風・波浪	・台風が九州、四国地方を縦断し能登半島をかすめた。最大風速富山SW20.3m/s。主として沿岸部に被害。 ・死者6名、住家全壊2棟、同半壊50棟、非住家半壊50棟など。
S 24. 9. 1 (1949)	<キティ台風> 大雨・強風	・台風が本州中部に上陸、佐渡付近の日本海に抜けた。降水量は平野部で150mm、山岳部では250mmとなり上新川郡、婦負郡で被害が最も大きくなった。 ・死者2名、負傷者5名、住家流失3棟、床上浸水262棟、床下浸水2,839棟、堤防決壊172箇所、道路損壊167箇所、橋梁流失47箇所、田畑流失148ha、同冠水22,379ha など。 ・災害救助法適用 山田村他1町3村
S 24. 11. 23 ～24 (1949)	<アイリーン台風> 強風・波浪	・太平洋上を進んだ台風の余波を受け風浪が高まり、満潮と合わせて大荒れとなり沿岸部で、約2,500棟が高波を被るなど大きな被害となった。 ・住家半壊8棟、非住家損壊4棟、床下浸水1,500棟、堤防損壊12箇所、船舶流失22隻 など。 ・災害救助法適用 高岡市
S 25. 9. 3 (1950)	<ジェーン台風> 大雨・強風	・台風が紀伊水道から大阪湾を経て若狭湾に抜けた。最大瞬間風速富山SSW32.6m/s、伏木SSW34.5m/s。 ・死者4名、負傷者158名、住家全半壊986棟、床上浸水27棟、床下浸水1,095棟、非住家被害897棟、堤防決壊38箇所、道路損壊8箇所、橋梁流失61箇所、山崩れ67箇所、電柱倒壊360本、船舶流失6隻など。 ・災害救助法適用 県下全域（2市112町村）
S 26. 10. 13 ～15 (1951)	<ルース台風> 強風・波浪	・台風が九州を縦断し日本沿岸を北東進した。最大風速富山S19.4m/s。暴風と著しいフェーン現象に見舞われた。 ・死者1名、負傷者2名、住家全壊3棟、同半壊19棟 など。
S 28. 9. 25 ～26 (1953)	<テス台風> 大雨・強風・波浪	・台風が紀伊半島に上陸し中部、関東、東北地方を縦断。県下暴風雨となり山岳部に200～300mm、平野部でも150mm内外の大雨。富山湾では風浪害も加わり大被害。 ・死者6名、負傷者6名、行方不明者2名、住家全壊1棟、同半壊46棟、同流失5棟、床上浸水3,474棟、床下浸水5,712棟、非住家被害90棟、道路・堤防決壊1,016箇所、橋梁流失206箇所、山崩れ232箇所、田畑流埋没114ha、同冠水15,932ha、木材流出7,108件、船舶沈没16隻、同破損172隻、定置網流出320件など。 ・災害救助法適用 高岡市他1市8町4村
S 29. 9. 26 (1954)	<洞爺丸台風> 強風・波浪	・台風が日本海沿岸沿いに北東進。富山湾東部沿岸で高波被害。最大瞬間風速富山WSW34.4m/s。 ・死者1名、負傷者29名、住家全壊37棟、同半壊18棟など。 ・黒部市で大火発生。 ・災害救助法適用 黒部市
S 33. 9. 25 ～26 (1958)	<狩野川台風> 大雨・強風・波浪	・台風が伊豆半島に上陸、東京を経て太平洋上に去った。北寄りの強風とともに西部山間地に150mm前後の大雨。富山湾は3mの高波。 ・住家床下浸水70棟、堤防決壊3箇所、橋梁流失1箇所 など。 ・災害救助法適用 新湊市

年月日	災害の種類	概要
S 34. 9. 26 ～27 (1959)	<伊勢湾台風> 強風・波浪・高潮	・超大型の台風が紀伊半島に上陸、三重県、岐阜県を経て県東部山岳部を通過し、富山湾沖に進んだ。新湊市を中心に、高潮による大被害。最大風速岩瀬NE33m/s、富山NNE23.0m/s、伏木NNE23.0m/s。 ・死者1名、負傷者3名、住家全壊21棟、同半壊243棟、同流失4棟、床上浸水12棟、床下浸水5棟、道路決壊24箇所、堤防決壊2箇所、橋梁流失9箇所、船舶沈没流失破損78隻、田畑冠水629ha など。 ・災害救助法適用 新湊市
S 36. 9. 16 (1961)	<第2室戸台風> 大雨・強風	・台風が室戸岬に上陸、大阪を経て富山を通過。最大瞬間風速富山W39.6m/s、伏木WSW33.0m/s。 ・死者9名、負傷者178名、住家全壊124棟、同半壊396棟、床下浸水687棟、住家一部損壊3,857棟、非住家被害425棟、河川、砂防、道路、橋梁、港湾の損壊252箇所、水稻倒伏32,000ha、果樹落下650ha など。
S 40. 9. 10 (1965)	<台風第23号> 強風	・台風が室戸岬付近に上陸、宮津付近から日本海に抜け能登沖を通過した。このため南寄りの強風となり、県の中部から東部にかけて大きな被害。最大瞬間風速富山SSE35m/s。 ・死者4名、負傷者56名、住家全半壊81棟、同一部損壊535棟、非住家被害173棟 など。
S 40. 9. 17 ～18 (1965)	<台風第24号> 大雨・強風・波浪	・台風が紀伊半島に上陸、中部地方を縦断。沿岸部に高波、降水量は平野部で150mm、南部山岳部では350mm。 ・死者1名、負傷者5名、行方不明1名、床上浸水183棟、床下浸水1,048棟、水田流失480ha、同冠水1,677ha、道路損壊50箇所、橋梁流失7箇所、山崩れ12箇所 など。
S 42. 10. 27 ～28 (1967)	<台風第34号> 大雨・強風・波浪	・台風が渥美半島に上陸し、県下全域暴風雨となり、北東の風強く海岸部では大波。降水量は平野部で50～70mm、南西部山岳部では150～200mm。最大瞬間風速富山NNE34.6m/s。 ・死者行方不明者3名、住家半壊11棟、同一部半壊165棟、床上浸水201棟。塩害による通信障害524回線、など。
S 47. 9. 17 ～20 (1972)	<台風第20号> 強風・波浪	・台風が紀伊半島に上陸、その後、北東進して富山県を通過し、日本海北部に停滞。沿岸に高波が押し寄せ、大きな被害が出た。 ・負傷者1名、床上浸水10棟、床下浸水132棟、護岸堤損壊損壊2箇所、定置網流失多数
S 54. 9. 4 (1979)	<台風第12号> 強風	・台風が富山湾を北東進。最大瞬間風速富山SSW32.8m/s。 ・死者1名、負傷者11名、住家一部損壊21棟、水稻倒伏41.5ha、果樹落下660ha、野菜被害1,320ha など。
S 54. 9. 30 ～10. 1 (1979)	<台風第16号> 大雨	・台風が室戸岬付近に上陸、その後北東進して岐阜県北部を通過した。台風の接近に伴い全県が暴風雨圏に入り県中部山沿地方を中心に大雨となった。八尾の総降水量203mm、最大1時間雨量70mm。 ・死者3名、住家全壊2棟、同半壊3棟、床上浸水59棟、床下浸水413棟、水田冠水倒伏641ha、道路損壊47箇所、がけ崩れ51箇所など
S 57. 8. 2 (1982)	<台風第10号> 大雨・強風・波浪	・台風が渥美半島に上陸し、富山湾に抜けた。富山湾は大シケとなり、イカ釣り漁船が転覆、死者行方不明者3名。 - また、黒部峡谷で登山者7名が鉄砲水に押し流され死亡。
H 2. 9. 19 ～20 (1990)	<台風第19号> 大雨・波浪	・九州の南海上を北東に進んだ大型で強い台風19号は、紀伊半島に上陸後、北東進を続け本州を縦断し、岩手県の沖合いに去った。県内全域で暴風雨となり、平村の総雨量272mmなど、県西部を中心に大雨。最大瞬間風速伏木NNE32.7m/s。 ・死者2名、住家全壊1棟、一部破損8棟、床上浸水4棟、床下水52棟、道路227箇所、橋梁14箇所、河川183箇所、港湾施設9箇所、砂防施設37箇所被害。

年月日	災害の種類	概要
H 3. 9. 27 ～28 (1991)	<台風第19号> 強風	・大型で非常に強い台風19号は、長崎県佐世保市の南に上陸、勢力を保ちながら日本海を北東進。輪島市の北西170kmを通過した。県内では、台風の接近に伴い暴風が吹き荒れ、顕著なフェーン現象となった。最大瞬間風速伏木SW37.7m/s、富山SSW35.4m/s。 ・負傷者12名、住家損壊149名、ビニールハウス全半壊192棟、農業漁業施設破損89箇所、果樹の大量落下、畑作物の倒伏・損傷が広範囲に及んだ。 ・小矢部市で大火発生
H16. 10. 20 ～21 (2004)	<台風第23号> 大雨・強風・波浪	・台風が近畿、中部、関東地方を通過し、本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となった。 ・行方不明者1名、負傷者73名（練習帆船海王丸の負傷者を含む）、床上浸水147棟、床下浸水343棟、強風による建物被害等54棟、土砂崩れ・冠水による道路の通行止め85箇所、停電30,600戸 ・強風、高波による港湾施設、船舶、定置網、漁船の被害強風による文化財の被害、果樹、野菜の損傷、園芸施設や畜産施設の破損、倒木など多数。 ・3,253世帯、7,390人に避難勧告、19世帯、34人が自主避難 ・4市町で災害対策本部を設置

(2) 大 雨 (台風によるものは(1)のとおり)

年月日	概要
S 23. 7. 25 (1948)	・梅雨前線が停滞し、県中部で200mmの大雨。県下全域に被害。 ・死者行方不明者8名、負傷者104名、住家全壊12棟、同半壊20棟、床上浸水8,122棟、床下浸水7,960棟、非住家被害594棟、堤防決壊498箇所、道路損壊665箇所、田畑流失2,014ha、同冠水6,034ha など。 ・災害救助法適用 婦中町他1村
S 27. 7. 1 (1952)	・顕著な寒冷前線の通過により、東部山岳地帯に400mmの大雨。黒部川、片貝川が氾濫し、下新川郡、魚津市で大被害。 ・死者7名、負傷者91名、行方不明者5名、住家全壊20棟、同半壊78棟、同流失11棟、床上浸水4,465棟、床下浸水12,154棟、非住家被害1,483棟、堤防決壊874箇所、道路損壊804箇所、橋梁流失290箇所、山・がけ崩れ311箇所、田畑流失4,296ha、同冠水41,920ha など。 ・災害救助法適用 富山市他3市16町50村
S 33. 7. 24 ～26 (1958)	・前線が本州を縦断停滞し、県内各地に局地的な集中豪雨があり水害が続出。 ・住家全壊1棟、同半壊1棟、床上浸水60棟、床下浸水719棟、堤防決壊8箇所、橋梁流失4箇所、道路損壊9箇所 など。
S 34. 7. 10 ～11 (1959)	・日本海沿岸に停滞した梅雨前線上を小さな低気圧が次々に通過した。このため、東部山岳及び熊野川流域で300mmの大雨。 ・行方不明者3名、住家流失2棟、床下浸水123棟、道路損壊11箇所、橋梁流失11箇所、堤防決壊21箇所 など。
S 36. 6. 27 (1961) <36. 6 梅雨前線 豪雨>	・梅雨前線が南岸から北上し中部地方に停滞、県下全般に300～400mmの大雨。沿岸部に近い平野部と県東部で被害大。 ・負傷者4名、行方不明者1名、住家全半壊49棟、床上浸水220棟、床下浸水2,018棟、堤防決壊121箇所、道路損壊106箇所、橋梁流失12箇所、水田流失埋没48ha、同冠水5,568ha。 ・災害救助法適用 氷見市
S 36. 7. 3 ～4 (1961)	・梅雨前線が北陸沿岸ぞいに停滞し活発化、平地で被害が多く発生した。 ・死者1名、負傷者6名、行方不明者3名、住家半壊4棟、床上浸水7棟、床下浸水842棟、道路損壊13箇所、堤防損壊10箇所、山・がけ崩れ32箇所 など。

年月日	概 要
S 39. 7. 17 ～18 (1964) <山陰・北 陸豪雨>	・台風7号くずれの低気圧が日本海南部の梅雨前線上を進み能登沖を通過。県中・西部の平野部と東部山岳部で、250mm以上の大雨。 ・死者行方不明者5名、住家全半壊23棟、床上浸水2,153棟、床下浸水12,156棟、堤防決壊117箇所、道路損壊172箇所、橋梁流失39箇所、山崩れ90箇所、水田流失埋没75ha、同冠水5,853ha など。 ・災害救助法適用 高岡市、小杉町
S 44. 8. 10 ～11 (1969)	・北陸地方に前線が停滞し、県西部で150～200mm、東部平野部で200～300mm、東部山岳部で1,000mmに達する豪雨。県東部の大小河川で洪水。 ・死者5名、負傷者24名、行方不明者1名、住家全壊50棟、同半壊92棟、一部破損121棟、床上浸水2,132棟、床下浸水7,470棟、田畑流失埋没669ha、同冠水66ha など。 ・災害救助法適用 富山市他2市6町
S 47. 7. 12 ～13 (1972)	・オホーツク海高気圧と小笠原高気圧が共に強まり、本州中部に停滞していた梅雨前線が活発化して、県全域で150mm内外の大雨となり、県中西部を中心に被害が発生。 ・床上浸水50棟、床下浸水160棟、耕地冠水1,200ha、道路、河川堤防、橋梁等損壊 190箇所 など。
S 51. 8. 14 (1976)	・前線が日本海中部に停滞、台風13号の影響による湿潤な空気の流入と北方寒気の南下のため前線活動が活発となりゆっくり南下、沿岸部を中心に大雨。総降水量氷見221mm、魚津210mm、伏木187mmなど、県下全般で被害。 ・死者4名、負傷者1名、住家全壊6棟、同半壊15棟、床上浸水101棟、床下浸水1,769棟、耕地流失12ha、水田冠水1,074ha、道路損壊39箇所、橋梁流失流失1箇所、山・がけ崩れ94箇所
S 57. 6. 27 (1982)	・南鳥島付近から北北東進し、27日朝関東沖に抜けた台風第5号に伴い、日本海の寒気渦上に発生した副低気圧の東進により県北東部は27日未明から局地的大雨となった。黒部市の黒瀬川がはんらん。 ・床上浸水40棟、床下浸水305棟、水田冠水1,236ha、道路損壊33箇所、橋梁流失1箇所、堤防決壊44箇所 など。
S 58. 7. 20 ～27 (1983)	・本州に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、断続的に雨が降り続き、梅雨末期の大雨となった。この間の総降水量富山332mm、伏木327mm、魚津383mm、上市404mmなど。 ・床下浸水180棟、水田冠水671ha、河川215箇所、道路178箇所の被害を受けた。
S 60. 6. 23 ～ 7. 14 (1985)	・梅雨期間前半は、高気圧におおわれる日が多く雨量が少なかったが、後半は台風6号の影響等もあり左記の期間において5回の集中豪雨が富山県を襲った。梅雨期間中の総雨量は、富山で752mmに達し、平年より366mm多く、過去最多の「36年6月豪雨」に匹敵するものとなった。 ・死者1名、負傷者3名、住家全壊2棟、同半壊2棟、同一部破損5棟、床上浸水66棟、床下浸水1,689棟、非住家損壊205棟、田畑冠水1,147ha、公共土木施設災害914箇所。
H 3. 6. 28 ～30 (1991)	・梅雨前線が活発となったため、県西部を中心に激しい雷雨となり各地で150～200mm近い降水量を記録した。 ・床上浸水33棟、床下浸水262棟、落雷による停電15万5千戸 など。
H 7. 7. 2 ～22 (1995)	・梅雨前線が北陸地方に接近して活動が活発となった7月は、県東部を中心に記録的な大雨が降り、土砂崩れや家屋の浸水、道路の崩壊など大きな被害が発生した。 ・2日から4日にかけては、県東部の山沿いで総降水量100mmを超える大雨となった。大山町でがけ崩れが発生し3名が死傷、道路22箇所、河川14箇所、砂防4箇所で被害。 ・7日から14日にかけては、本州の南岸に停滞していた梅雨前線が次第に北上し日本海沿岸付近に停滞、暖かく湿った空気が流れ込んで活動が活発となり断続的な大雨に見舞われた。特に11日と12日の2日間の総降水量は立山で510mm、宇奈月で330mmに達した。 被害は、床上浸水1棟、床下浸水127棟、道路97箇所、河川174箇所、砂防26箇所の損壊。

年月日	概 要
H20. 7. 27 ～29 (2008)	・北陸付近に前線が停滞し、南砺市では、最大時間雨量132mm、最大24時間雨量で295mmを記録するなど、県内各地で最大24時間雨量80mm、最大時間雨量20mmを超える大雨となった。 ・重軽傷者3名、家屋被害335棟、道路や橋梁、河川などであわせて206箇所で被災 など。
H24. 7. 20 ～21 (2012)	・北陸地方に弱い気圧の谷があり、大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に激しい雨が降り、高岡市では約100mmの猛烈な雨を観測した。降り始めからの総降水量は、西部を中心に200mmを越えたところが多くあった。 ・床上浸水80棟、床下浸水490棟、道路16箇所 など。
H25. 8. 30 ～31 (2013)	・日本海沿岸に伸びる前線に暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったため、各地で激しい雨が降り、射水市では1時間に80mmの降水量を解析した。 ・床下浸水6棟、道路6箇所、河川1箇所の損壊 など
H26. 7. 19 ～20 (2014)	・上空に強い寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に非常に激しい雨が降り、魚津市では1時間に83mmの猛烈な雨を観測し、降り始めからの総降水量は280.5mmとなった。また、解析雨量では、砺波市で1時間に約120mm、高岡市で約100mmの猛烈な雨を解析した。 ・床上浸水3棟、床下浸水175棟、一部損壊1棟 など。
R4. 8. 13 (2022)	・日本海に停滞する前線の影響で、夕方から夜のはじめ頃まで、局地的に雷を伴う激しい雨が降った。 ・床上浸水19棟、床下浸水81棟、畦畔崩落、土砂埋没 など
R5. 6. 28 ～29 (2023)	・日本の南にある高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気と上空約9000メートルに氷点下33度以下の寒気を伴った気圧の谷の影響で、富山県では大気の状態が非常に不安定となり、富山県東部山間部を中心に大雨となった。 ・床上浸水2棟、床下浸水10棟、農地施設19箇所、林道33箇所被災 など
R5. 7. 12 ～14 (2023)	・梅雨前線に向かって西から暖かく湿った空気が流れ込む一方、北陸地方の上空約5500メートルには氷点下6度以下の寒気が流入したため、大気の状態が非常に不安定となった。このため、富山県で初めてとなる線状降水帯が発生し、その後も県内では非常に激しい雨が観測された。 ・死者1名、半壊18棟、床上浸水77棟、床下浸水723棟 ・県及び5市町で災害対策本部を設置

(3) 波浪 (台風によるものは(1)のとおり)

年月日	概 要
S30. 2. 20 (1955)	・低気圧が北海道付近で急激に発達。東部沿岸では、高波により大きな被害。特に宮崎、境、泊は昭和4年以来の大被害。 ・死者3名、負傷者1名、床下浸水30棟、非住家全壊13棟、同半壊105棟 など。
S38. 1. 7 (1963)	・日本海にあった低気圧が発達しながらゆっくり北東進。日本海北部で異常に高いうねりが発生し、富山湾一帯をおそった。 ・負傷者4名、住家全半壊19棟、床上浸水149棟、床下浸水98棟、堤防決壊121箇所。 ・災害救助法適用 新湊市
S45. 2. 1 ～ 2 (1970)	・台風並に発達した低気圧が本州南岸を東進し、三陸沖でさらに発達した。このため県東部の沿岸に寄り回り波が押し寄せ大きな被害が発生した。 ・負傷者10名、住家半壊18棟、床上浸水236棟、床下浸水156棟、非住家半壊107棟、船舶流失8隻、田畑冠水186ha、堤防決壊18箇所 など。
S56. 12. 2 (1981)	・本州の日本海沿岸沿いに北東進した低気圧から南西に伸びる寒冷前線が富山湾を通過。魚津沖で、漁船が突風と横波を受け乗組員が海中に転落6名死亡。
S63. 10. 29 ～ 30 (1988)	・北海道の東海上で、低気圧が台風並に発達し、また、大陸の高気圧が日本付近に張り出し、強い冬型の気圧配置が続いた。このため、日本海北部では強い季節風が吹き荒れ、これに伴って発生した風浪が富山湾特有の寄り回り波となって県東部の海岸を中心に押し寄せた。

	入善町田中で最大波高8.3m、新湊堀岡で4.1mを記録。 ・朝日町境地区の海岸では、堤防の一部決壊や陥没が生じ、堤防上に係留されていた小型漁船7隻が後方に押し流された。また、宮崎漁港では、港内に砂が堆積し、大型船が航行不能となった。
H 1. 11 . 1 ～ 2 (1989)	・発達した低気圧が日本海中部から三陸沖に進んだ影響で北寄りの風が強まりこの風により発生した高波が富山・新潟県境を中心に押し寄せた。 入善町田中で最大波高5.6m記録。 ・宮崎漁港では、2,000m ³ の砂が港内に堆積し航行不能となった。
H 3. 2. 16 ～ 17 (1991)	・冬型の気圧配置が強まったため、海上では風浪が強くなって沿岸に高波が打ち寄せた。 ・死亡1名、床下浸水7棟、護岸、離岸堤、防波堤等で合わせて39箇所欠所、下などの被害。又、漁網の損壊、漁船の損傷、漁業施設の破損多数。

年月日	概 要
H 20. 2. 23 ～ 24 (2008)	・日本海中部にあった低気圧と、太平洋で発生した2つの低気圧の影響で、非常に強い風が吹き、これに伴って風浪が富山湾特有の寄り回り波となって、下新川海岸を中心に襲来した。 ・入善町田中で最大有義波高6.62mを記録。 ・死者2名、負傷者16名、住家全半壊11棟、床上浸水49棟、床下浸水115棟、浸水面積38ha、離岸堤など13施設で被害 など。

(4) 地すべり

年月日	発生場所	概 要
S 39. 7. 16 (1964)	氷見市 胡桃地内	・150haに及ぶ大規模な地すべり。7月1日～20日の降雨量は氷見市女良503mm、岩が瀬557mm。 大正13年、昭和16年に次ぐ規模となった。 ・住家全壊62棟、同半壊25棟、耕地埋没39ha、畜舎全半壊44棟、河川損壊3km、橋梁損壊1箇所、市道損壊3km、ため池損壊7箇所。 ・災害救助法適用 氷見市
S 52. 3. 29 (1977)	氷見市 五十谷地内	・長さ1,200m、幅400m、約40haに及ぶ大規模な地すべり。 ・住家全壊5棟、非住家全壊18棟、耕地埋没20ha、山林崩壊20ha。
S 58. 7. 27 (1983)	小矢部市 内山地内	・梅雨末期の長雨で地盤がゆるみ、地すべりが発生。 ・国道359号線が1.2kmにわたって崩壊。また、これにより道路南側を流れる五郎丸川が土砂で埋まった。
H 7. 1 24 (1995)	氷見市 一列地内	・長さ約260m、幅約200m、下方移動50mの地すべり。 規模は約5ha、全体の移動量は100万m ³ と推定。 ・市道、農道が損壊。ため池が3箇所埋まったほか、田畑2haや山林が崩れ落ちた。
H 14. 11. 16 (2002)	氷見市 谷屋地区	・長さ約90m、幅約210m、約2haに及ぶ地すべり。 ・家屋の全壊1棟、半壊1棟。 ・田、畑、ため池3箇所が埋まったほか、国道415号線が通行止めとなった。
H 29. 1. 16 (2017)	南砺市 利賀村 上百瀬地内	・崩壊規模(推定) 幅100m、長さ250m ・崩壊土砂(推定) 約30,000m ³ ・林道胴島線一部通行不能

2 火 災

県内における過去の大火（昭和24年以降：焼損面積3,000m²以上）

出火年月日	出火場所	気 象 状 況			焼 損 棟数	焼 損 面 積 (m ²)	損害額 (千円)	特記事項
		風 向	風速 m/s	湿度 %				

S 24. 5. 1	高岡市戸出	S W	10.0	不明	82	3,284	30,000	救助法適用
S 24. 10. 10	砺波市鷹栖	—	0.0	不明	5	3,099	24,000	
S 25. 11. 4	魚津市	W S W	3.4	68	22	5,815	24,203	
S 26. 2. 18	富山市石金	W S W	7.4	81	8	20,559	106,360	
S 26. 2. 22	大沢野町大久保	S W	16.0	45	99	6,953	49,188	
S 26. 11. 21	立山町	S W	2.8	79	18	3,587	28,528	
S 27. 2. 1	富山市石金	S S W	2.2	89	1	4,277	22,000	
S 27. 4. 17	黒部市生地	S	4.0	33	85	7,013	25,000	救助法適用
S 28. 4. 29	高岡市渡り	S W	6.0	32	58	4,254	16,850	救助法適用

出火年月日	出火場所	気 象 状 況			焼損 棟数	焼 損 面 積 (㎡)	損害額 (千円)	特記事項
		風 向	風速 m/s	湿度 %				
S 28. 5. 25	魚津市吉島	W	11.7	22	3	4,557	31,420	
S 28. 6. 17	朝日町	N	3.0	55	47	3,531	11,150	救助法適用
S 29. 4. 7	福光町	N N E	4.0	90	10	3,643	19,430	
S 29. 4. 10	高岡市木津	N N E	5.9	55	9	5,947	81,070	
S 29. 9. 26	黒部市三日市	S W	15.0	58	164	14,708	142,899	救助法適用 (洞爺丸台風)
S 31. 9. 10	魚津市真成寺町	S W	9.3	53	1,677	175,967	1,590,140	救助法適用 (台風12号)
S 33. 5. 31	福岡町沢川	W S W	4.0	38	41	4,026	29,406	
S 36. 12. 13	立山町前沢	S	8.0	52	19	6,926	74,624	
S 37. 3. 10	井波町井波	E S E	1.5	70	7	3,427	54,100	
S 46. 5. 23	富山市太郎丸	S S E	7.0	70	19	5,621	29,014	
S 47. 2. 17	富山市総曲輪	—	0.0	65	24	4,279	148,241	
S 47. 7. 20	氷見市北大町	N E	2.0	90	2	4,255	64,104	
S 50. 7. 29	井波町井波	—	0.0	85	1	5,570	153,272	
S 54. 4. 11	福光町	W	6.0	37	122	14,214	1,209,100	救助法適用
S 55. 10. 17	黒部市吉田	—	0.0	90	1	5,442	757,338	
S 57. 11. 18	庄川町金屋	E S E	3.0	80	1	3,980	472,780	
H 3. 9. 28	小矢部市藤森	S S W	17.0	38	35	4,601	130,004	(台風19号)
H 25. 5. 3	黒部市天神新	S S E	2.0	80	1	3,215	45,833	
H 25. 11. 25	魚津市本町	S S E	2.0	66	23	3,259	176,498	

(「富山県消防防災年報」より)